

技第05060004号
令和 3年 5月 6日

県土整備部各課長 様
県土整備部各発注機関の長 様

和歌山県県土整備部
県土整備政策局 技術調査課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一層の実施について（通知）

標記について、新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、新たな感染防止対策を導入することとしたので、従来の対策も含め下記のとおり対処されたい。

記

1. 従来の感染防止対策の徹底

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月9日付技第04090011号）（以下、「4月9日通知」という。）及び「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月21日付技第04210002号）（以下、「4月21日通知」という。）について、工期設定の柔軟な対応など現場等の三密回避に効果があることから、受注者に対し再度徹底を要請するとともに、受注者から申請、相談等があった場合には通知の主旨を十分に踏まえ対応すること。

また、「県民の皆様へのお願い（令和3年4月24日）」において県民に対して求めている感染防止対策については改めて受注者に周知の上、対策の徹底を要請すること。

さらに、受注者に対して、マスク着用の徹底を強く要請すること。屋外（暑い時期での三密を回避した上での熱中症予防は除く）での作業時や休憩時のみならず、広く情報が寄せられている昼食等における飲食店等でのマスクの着用については、その徹底を要請すること。

なお、上記については受注者のみならず、管内の建設業者に対して、あらゆる機会を踏まえ、周知徹底を図ること。

2. 新たな感染防止対策の周知と徹底

(1) 県外からの現場従事者への対応

県外から県内の建設現場等に往来する現場従事者のために県内で宿泊施設を新たに確保した場合には、工期延期については4月9日通知の記1、新たに必要となる費用については4月21日通知の記2に基づき対応することとしたので、受注者に対し周知するとともにその実施を要請すること。

(2) 現場における三密の回避のためのICTの積極活用

これまで一定規模^{*}以上の工事を対象としていたICT活用工事や情報共有システム(ASP)の活用、Webカメラを用いた現場臨場の取り組みについて、当面の間、全ての工事に対象を拡大するとともに、導入した場合の工期延期については4月9日通知の記1、新たに必要となる費用については4月21日通知の記2に基づき対応することとし、更に導入した場合は工事成績評定を加点(創意工夫において2点)することとしたので、受注者に対し周知するとともにそれらの積極的な活用を要請すること。

※ICT活用工事の場合は予定価格(税抜き)15百万円並びに情報共有システム(ASP)の活用及びWebカメラを用いた現場臨場の場合は予定価格(税抜き)10百万円

担当：技術基準班 TEL 073-441-3083 内線 3083
